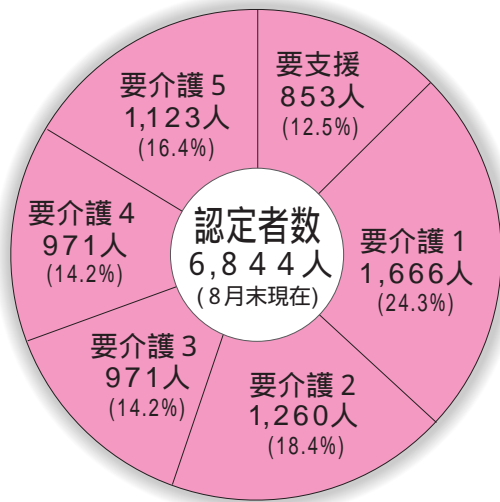


# 介護保険6か月

秋田市の  
介護保険の認定者数



## 6千人以上のかたが 利用しています

介護保険制度が始まって半年が過ぎました。秋田市で要支援・要介護の認定を受けたかたは八月末まで六千八百四十四人(グラフ参照)。このうち六千六百六十九人のかたが、この新しい制度でいろいろな介護サービスを利用していきます。

高齢社会の安心を広げる介護保険。介護をしている人が、ちよつとでも大変だなと思うことがあったら、保険サービスを気軽に利用できる社会になりました。

### 65歳以上の8人に1人

介護保険のサービスを利用できるのは、要支援・要介護の認定を受けた六十五歳以上のかたと、特定の病気により介護が必要な四十〜六十四歳のかたです。

秋田市の認定者の年齢別内訳は、六十五歳以上のかたが六千五百九十六人、四十〜六十四歳のかたが二百四十八人。秋田市の六十五歳以上の人口は約五万四千人ですから、六十五歳以上のかたのほぼ八人に一人が、介護保険の認定を受けたことになります。

在宅サービスの利用状況を見る

と、訪問介護ホームヘルパーや通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)、訪問看護の需要が多くなっています。特別養護老人ホームなどへの短期入所(ショートステイ)、福祉用具の貸与、訪問入浴介護なども、それぞれ必要に応じて利用されています。

### 介護のことは 支援事業者にご相談を

介護保険は、介護という問題が家族の重い負担とならないよう、社会みんなで支え合っているという制度です。

保険料を納め、介護が必要に



川尻総社町の大森雄太郎さん(88歳)・和子さん(79歳)は、月曜日から金曜日まで毎日、夕方4時から6時まで、家事援助中心のホームヘルパーをお願いしています。買い物や掃除、調理などをしてもらいながら会話ははずみ、ヘルパーさんが来ると家の中が明るくなるとか。利用料金の自己負担分は、月に4,600円ほど。介護保険になって料金は少し高くなりましたが、毎日来てもらい、とても助かっているそうです。「保険にするというのはどうなのでしょうね」と制度にはちょっと疑問の雄太郎さん。その横で和子さんは「年はとりましたが、こういう新しい時代に生きてみようと思っています」と話してくれました。

なったときは、いつでも遠慮なく、必要な介護サービスを利用できます。介護を家族だけで抱え込むのは大変です。介護保険のサービスをうまく使って、できるだけ介護の負担のかからない生活をしましょう。

市内各地にある「居宅介護支援事業者」にご相談いただければ、認定の申請やサービス利用などの手続きは、介護支援専門員(ケアマネジャー)がすべて無料でやってくれます。

「居宅介護支援事業者」や制度についての問い合わせは  
介護保険課 ☎(866)2069